

宇多津町ESCO事業 提案募集要項

平成30年12月5日

宇多津町役場 総務課

目次

I.	募集の趣旨	1
II.	事業概要	
1.	事業の名称	2
2.	契約方式	2
3.	事業内容	2
4.	事業場所	2
5.	業務の範囲	3
6.	予算上限額	3
7.	契約期間等	3
III.	応募条件	
1.	応募者	4
2.	応募者の役割	4
3.	応募者の資格	5
4.	応募者の制限	5
5.	応募に関する留意事項	6
IV.	ESCO事業者選定の流れ	
1.	応募者	7
2.	応募資格要件の確認および提案要請	7
3.	最優秀および優秀提案の選定	7
4.	詳細協議	7
5.	事業者の選定	8
6.	事務局	8
V.	ESCO事業スケジュール	
1.	日程	8
2.	ESCO提案募集の手続き	9
VI.	審査および審査結果の通知	
1.	審査	11
2.	審査結果の通知および公表	11
3.	失格	11
4.	提案募集審査の流れ	12

VII.	提示条件	
1.	最低省エネルギー率	13
2.	事業の遂行	13
3.	事業費用	13
4.	設計・施工に関する事項	13
5.	ベースラインおよび削減保証額の設定	14
6.	ESCOサービス料の支払い等	15
7.	運転および維持管理に関する事項	17
8.	計測・検証に関する事項	17
9.	包括的エネルギー管理計画書の作成	17
10.	その他	18
VIII.	事業の実施に関する事項	
1.	誠実な業務遂行義務	18
2.	ESCO契約期間中の事業者と本町の関わり	18
3.	本町と事業者との責任分担	18
IX.	契約に関する事項	
1.	契約の手順	19
2.	ESCO契約の概要	19
X.	参加意思表示時提出書類・作成要領	
1.	参加意思表示時の提出書類	19
2.	作成要領	20
XI.	ESCO提案提出書類・作成要領	
1.	ESCO提案時の提出書類	22
2.	作成要領	22
XII.	配布・閲覧資料	
1.	閲覧資料の内容	25
2.	閲覧要領	25
VIII.	その他事項	
1.	特記事項	26

(別添資料)

別添1「提出書類様式」

別添2「宇多津町ESCO事業 予想されるリスクと責任分担」

別添3「ベースライン設定のためのエネルギー使用量と単価」

I. 募集の趣旨

宇多津町(以下「本町」という。)では、「宇多津町地球温暖化対策実行計画」において、町民事業者・行政が一体となって、地球温暖化の防止を図り持続可能な社会を構築していくことに貢献することを目指している。

本町では、CO2削減の実現に向けた行動の一つとして ESCO (Energy Service Company) 事業による施設の省エネルギー化推進に向けた取り組みを進め、省エネルギー対策の普及を図っていきたいと考えている。

そこで本町では、町保有施設にESCO事業を導入し、民間のノウハウ、経営能力、および技術的能力を活用することによって、省エネルギー化の推進による環境負荷の低減、ならびに光熱水費の効果的な削減を図ることとしている。

本募集の目的は、民間事業者から、優れたノウハウを活かした設計・施工、事業資金計画、運転管理方針および維持管理等に関する一括提案(以下「ESCO提案」という。)を受けるために公募を行い、本町にとって最も優れていると考えられるESCO提案を選定することにある。

なお、最も優れている提案を行った応募者(以下「優先交渉権者」という。)は、ギャランティード・セイビングス契約(自己資金型)※に基づいたESCO事業の締結に向けて協議する。

合意に至った場合に契約事業者(以下「事業者」という。)として本町と契約(以下「ESCO契約」という。)を締結し、本事業を実施するものである。

ただし、本事業は、解除条件付きの募集であり、議会の同意が得られないこと等により予算化されなかった場合、また、環境省が行う地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業補助金(申請予定)が採択されなかった場合には本件は提案を募集したことに留まり事業化はされないこととなる。

また、本提案募集要項の内容は、最終契約の一部となるものとする。

※ギャランティード・セイビングス契約(自己資金型)

今回のESCO事業は、ギャランティード・セイビングス契約で行うため、省エネルギー設備の改修に係る工事等初期費用を本町が調達する。ESCO事業者は、設備を設計・施工し、竣工後に本町に設備等の引渡しを行い、契約期間中、省エネルギー効果検証、運転管理・維持管理(定期点検等)に係る助言、効果保証等のサービス(以下「省エネルギーサービス」という)を行う。

II. 事業概要

1. 事業の名称

宇多津町ESCO事業

2. 契約方式

ギャランティード・セイビングス契約(自己資金型)

3. 事業内容

事業者は、本町と結ぶESCO契約に基づき、包括的エネルギーサービス(以下「ESCOサービス」という。)を本町に提供する。

(1) 提供するサービス

事業者は、自らが行った提案を基に設計・施工した省エネルギー改修設備等(以下「ESCO設備」という。)について、本町と結ぶESCO契約に基づき、契約期間内において、設備の維持管理、エネルギー等の削減量の保証、省エネルギー効果を把握するための計測・検証、を含むサービスを提供するものとする。

(2) 運転管理・維持管理

事業者は、契約期間内、自らの責任でESCO設備の維持管理を行うものとする。また、ESCO設備および本町の既存設備等に関する運転管理方針を示し、本町は、善良なる管理者の注意義務をもって、各々の運転管理を行うものとする。

(3) 計測・検証

事業者は、適切な計測・検証手法を導入し、省エネルギー効果および本町の利益を保証するものとする。

(4) ESCO設備の取り扱い

事業者は完了検査後、本町にESCO設備等の引き渡しを行うものとする。

(5) その他提案

その他提案は自由とする。

4. 事業場所

以下の施設を事業場所とする。

施設名	住所	用途
宇多津町保健センター	宇多津町1881番地	事務所・会議室・ホール
宇多津町役場北館 (コミュニティー会館)	宇多津町1881番地	事務所・会議室
ユープラザうたづ	宇多津町浜六番丁88番地	事務所・貸会議室・ホール・図書館

5. 業務の範囲

事業者が行う業務の範囲は、以下のとおりとする。なお、やむを得ず全ての業務を履行できない場合は、合理的な理由を記載すること。

(1) 改修工事等サービス

- a) 省エネルギー改修に関する設計、施工、施工監理およびその関連業務
- b) 工事に関連する全ての手続き業務およびその関連業務
- c) 改修工事等サービスの完了検査後の本町へのESCO設備の引き渡し業務
- d) 補助金申請(会計検査対応含む)への協力業務

(2) 省エネルギーサービス

- a) ESCO契約期間内におけるESCO設備の維持管理業務
- b) ESCO契約期間内におけるESCO設備および既存設備の運転管理方針作成業務に基づく助言業務
- c) ESCO契約期間内における省エネルギー量の計測・検証業務
- d) 3カ年連続で実現する光熱水費削減額が削減保証額以上であることが確認できた場合は、後年度も同様の効果があるものと推定し、以降の計測・検証業務の必要はないものとする。
- e) ESCO契約期間内におけるエネルギー削減量(光熱水費)の保証業務

6. 予算上限額

事業費の限度額(総額)は 420,000,000 円(消費税別)とする。

※この金額は、ESCO対象設備等の導入に関する費用(ESCOサービスのうち、「運転管理・維持管理費」および「計測・検証」を除く費用)であって、補助金(申請予定)の適用前の額とする。また、この価格は、対象施設の更新予定設備等のすべてを導入した場合の概算金額であり、企画内容の規模および契約限度額を示すものである。そのため、価格に変動が生ずる可能性があり、従って、詳細診断の結果をもとに導入施設の内容および価格の妥当性を確認のうえ決定する。

7. 契約期間等

下記のスケジュール(予定)で事業を行う。

- (1) 契約期間事業者の提案による(ただし、3年以上、5年以内とする)
- (2) 優先交渉権者の決定
平成31年3月
- (3) 補助金申請
平成31年5月(予定)
- (4) 契約の締結
平成31年8月(予定)

※交付決定後に議会承認を受けたのち、改修工事にかかる2ケ年分の契約を締

結する。

なお、契約金額は、年度ごとに事業内容及び金額が明確に分けられる形態(成果物の引渡し)となっていること。

(5) 改修工事期間

平成31年度 契約締結日 ～ 平成32年2月上旬

平成32年度 補助金交付決定日～平成33年2月上旬

(6) 省エネサービス開始期日

平成32年4月1日(平成31年度工事完了施設)

平成33年4月1日(平成32年度工事完了施設)

Ⅲ. 応募条件

1. 応募者

- (1) 応募者は、ESCO事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ(複数の企業の共同)とする。
- (2) グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1社選定する。
- (3) 参加意思表明時には、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- (4) 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続および補助金申請や契約等にかかる諸手続を行うこととする。
- (5) ESCO提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能である。ただし、設立条件などに関しては、本町と協議したうえで合意を得る必要がある。

2. 応募者の役割

- (1) 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担するものとする。
 - a) 事業役割: 本町との対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負う。
 - b) 設計役割: 設計に関する業務・監理に関する業務を全て実施するものとする。
 - c) 建設役割: 建設に関する業務を全て実施するものとする。
 - d) その他役割: 上記a)～c)以外の、維持管理などに関する業務を各々実施するものとする。
- (2) 事業役割を担う企業とそれ以外の役割を担う企業が異なる場合には、本町との契約時に適正な委託契約および請負契約を締結し、その契約内容について事前に本町の承諾を得ること。
- (3) 事業役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する別途合意書を本町に提出すること。なお、その合意書には、事業役割の構成企業全社が、本町に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むものとする。また、事業役割の構成企

業のうち1社を代表者として本町との対応窓口とすること。

3. 応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。なお、グループの場合は、グループ内各役割の全ての企業がこれらの要件を満たす必要がある。また、グループ構成については本町が予定している補助事業等(環境省が行う地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)に対応可能なものとする。やむを得ず全ての資格を満たさない場合は、合理的な理由を記載すること。

- (1) 応募者は、「V. 2. (1)募集要項の配布」により募集要項を受け取り、「X. (1)参加意思表明時の提出書類」に示す提出書類により、本ESCO提案募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- (2) 応募者は、各種対策により対象施設のエネルギー削減量を提案できる者であり、削減量が達成できない場合には保証措置を講じることができる者であること。
- (3) 応募者は、省エネルギー改修後のエネルギー削減量および削減金額を計測・検証することができる者であること。
- (4) 事業役割を担う応募者は、地方公共団体の施設における省エネルギー工事の実績があり、宇多津町が発注する建設工事、測量建設コンサルタント業務又は物品購入の入札参加資格を有する者で、経営等の状況が良好であること。
- (5) 設計役割を担う全ての応募者は、一級建築士、建築設備士、技術士(建設、電気・電子、機械、または衛生工学)もしくはエネルギー管理士のいずれかの資格者、またはこれらに類する資格者が所属する者であること。ただし、建築士法(昭和25年法律第202号)第3条第2項に規定する建築物の大規模な修繕もしくは模様替に該当する場合、それに準ずることとする。
- (6) 建設役割を担う全ての応募者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、提案内容に該当する種類の建設工事に係る特定建設業の許可、またはこれに類する許可を受けた者であり、建設業法第26条に基づき、監理技術者等を選任すること。
- (7) 建設役割を担う全ての応募者は、宇多津町の建設工事に係る入札参加資格を有する者であること。
- (8) 既設設備の設計・施工および省エネルギー可能性調査を実施した事業者であっても、本事業における各役割を担う応募者として参加することを妨げない。

4. 応募者の制限

次に掲げるものは、応募者または応募者の構成員となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
- (2) 本募集の公示の日から参加資格確認書類受付日までの期間に、本町の競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けている者。

- (3) 公示の日から提案書提出日までの期間に、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項もしくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第3条または第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用している者。
- (5) 商法(明治32年法律第48号)第381号第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項または第2項の規定による更正手続開始の申し立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。)をしている者、または更正手続開始の申し立てをなされている者。ただし同法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者、または更生手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 応募資格申請書に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者
- (9) 最近1年間の法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者。

5. 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関するすべての書類の作成および提出に係る費用は、応募者の負担とする。本町より解除条件を適用し、本事業が事業化されなかった場合も、作業等に係った費用についても応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、原則として提出書類は返却しない。また、本町は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

(3) 特許権等

ESCO提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとする。

(4) 本町からの提示資料の取り扱い

本町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(5) 1応募者の複数提案の禁止

1応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 複数の応募者の構成員となることの禁止

1応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本町と協議を行い、本町がこれを認めたときはこの限りではない。

(8) 提出書類の変更禁止

いったん提出した書類の変更はできない。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加意思表明書またはESCO提案書に虚偽の記載をした場合は、参加意思表明書またはESCO提案書を無効とする。

(10) 施工監理業務との調整

本町が別途契約を行う施工監理業務の受託業者との協議において、不正又は不誠実な行為を行わないこと。

IV. ESCO事業者選定の流れ

1. 応募者

応募者は、「Ⅲ. 応募条件」で定める資格要件を満足する者とする。

2. 応募資格要件の確認および提案要請

参加意思表明をした者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し提案書の提出を文書で要請する。

3. 最優秀および優秀提案の選定

宇多津町ESCO事業提案審査委員会(以下「審査委員会」という。)により選考過程を経て提案の中から最も適格とされる最優秀提案を1件、および、順位を付してその他数件の優秀提案を選定する。(ただし、応募が1者の場合でも選定作業は行うものとする。)

4. 詳細協議

最優秀提案をした者は優先交渉権者となり、詳細診断、包括的エネルギー管理計画書(最終提案)の作成および契約書を締結するまでの諸条件について詳細協議を進めるものとする。なお、この際の協議は原則として優先交渉権者が行った提案の範囲内で行われるものとする。また、優秀提案をした者を次選交渉権者とする。

5. 事業者の選定

本町は、優先交渉権者と協議を行い、宇多津町議会において本事業の予算が承認され、協議が整った場合にESCO契約を締結する。なお、ESCO契約までの費用については、優先交渉権者の負担とする。また、優先交渉権者との協議が整わない場合には、次選交渉権者との協議を行うことがある。

6. 事務局

本ESCO提案募集に係る事務局は、次のとおりとする。

担当窓口：宇多津町役場 本館3F 総務課

住 所：〒769-0292 香川県綾歌郡宇多津町1881番地

電 話：0877-49-8013

E-mail: soumu@town.utazu.kagawa.jp

宇多津町HP: <https://www.town.utazu.lg.jp>

V. ESCO事業募集スケジュール

1. 日程

ESCO提案の募集および選定は、次の日程(予定)で行う。

(1)	事業内容等のホームページへの公開	平成30年12月 5日(水)
(2)	募集要項配布開始	平成30年12月 5日(水)
(3)	募集要項に関する質問書提出	平成30年12月 6日(木)~14日(金)
(4)	参加意思表明書提出	平成30年12月17日(月)~12月21日(金)
(5)	参加資格確認結果通知書送付	平成31年 1月 8日(火)
(6)	現場ウォークスルー調査	平成31年 1月15日(火)
(7)	現場ウォークスルーに関する質問書提出	平成31年 1月16日(水)~18日(金)
(8)	現場ウォークスルーに関する質問書回答	平成31年 1月25日(金)
(9)	ESCO提案書提出	平成31年 2月13日(水)~15日(金)
(10)	ESCO提案書審査、選定(プレゼンテーション)	平成31年 2月下旬
(11)	受託候補者特定通知書送付	平成31年 3月上旬
(12)	現場詳細診断・実施設計	平成30年 3月上旬~
(13)	補助金申請	平成31年 5月上旬~下旬
(14)	契約の締結	平成31年 8月(予定、補助金交付決定後)

(改修工事等サービス(設計・工事等)期間および省エネルギーサービス開始期日は、本町とESCO事業者の両方で協議することとする。)

2. ESCO提案募集の手続き

(1) 募集要項の配布

募集要項は、本町のホームページに掲載する他、前記の事務局においても配布・公表する。

(2) 募集要項に対する質問

本要項に関する質問は、次により行うこと。

a) 質問の方法

質問は、1問につき質問書(様式第1号)1枚を使用し、前記の事務局に電子メールで提出すること。

b) 受付期間

平成30年12月6日(木)～14日(金) 午後5時00分まで(必着)

c) 回答

回答は、本町のホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。
なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加意思表明書の提出

応募者は、次により参加意思表明書を持参または郵送で提出すること。

a) 受付期間

平成30年12月17日(月)～21日(金)

持参の場合の受付時間は、午前8時30分から12時および 午後1時から午後5時まで

b) 受付場所

前記事務局

c) 提出書類

「X. 参加意思表明時提出書類・作成要領」による。

(4) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認の結果は、平成31年1月8日(火)に本町から応募者(代表者)に郵送および電話により通知、同日付で文書を郵送する。

なお、参加資格確認の基準日は、参加意思表明書の提出日とする。

(5) 現場ウォークスルー調査

本町が提案要請を行った応募者を対象に、現場ウォークスルー調査(1グループ5名以内、資料の閲覧含む)を実施する。

a) 日時

平成30年1月15日(火) (応募者多数の場合は、時間指定する場合がある。)

b) 場所

「Ⅱ. 4. 事業場所」に記載。詳細は別途通知する。

c) 内容

現地視察および資料閲覧

d) 質問の方法

質問は、1問につき質問書(様式第1号)1枚を使用し、前記の事務局に電子メールで提出すること。

e) 質問の受付期間

平成31年1月16日(水)～1月18日(金) 午後5時まで(必着)

f) 質問の回答

現場ウォークスルー調査実施により出された質問に対する回答は、平成31年1月25日(金)に、本町のホームページで公表する。なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

g) その他

運転管理上の図書類(台帳、その他)の閲覧は可能であるが、貸し出しは一切受け付けない。その他詳細については、提案要請書と併せて通知する。

(6) ESCO提案書の提出

提案要請書を交付された応募者は、前記の現場ウォークスルー調査に参加後、調査結果および本町が提供する「ⅩⅦ. 配布資料」に示す資料を基に「ⅩⅠ. ESCO提案提出書類・作成要領」に従い、ESCO提案提出書類を作成し、持参にて提出すること。

a) 受付期間

平成31年2月13日(水)～15日(金)

受付時間は、午前8時30分から12時および午後1時から午後5時まで

b) 受付場所

前記事務局

c) 提出書類

「ⅩⅠ. ESCO提案提出書類・作成要領」によるものとする。

(7) 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日までに提案辞退届(様式第7号)を1部、事務局に持参または配達記録が残る方法で提出すること。

(8) プレゼンテーションの開催

提出した提案書をもとにプレゼンテーションによるESCO事業提案書説明を行うものとする。

a) 日時

平成31年2月下旬

b) 場所

宇多津町役場

c) その他

場所の詳細、資料部数、準備物(パソコン・データ)、人数はESCO提案書を提出した事業者へ通知する。

VI. 審査および審査結果の通知

1. 審査

ESCO提案の審査は、以下の要領で行う。なお、詳細は別途提示する「宇多津町ESCO事業提案審査要領」による。

審査委員会は、「事業資金計画」、「技術提案」、「維持管理」、「計測・検証手法」および「運転管理方針」等の書類審査およびプレゼンテーションなどから、総合的にESCO提案書の審査を行う。

- (1) 提案の中から最も適格とされる最優秀提案を1件、および優秀提案を選定する。
- (2) 最優秀提案者をESCO事業契約に向けての優先交渉権者とする。また、優秀提案者を次選交渉権者とする。

2. 審査結果の通知および公表

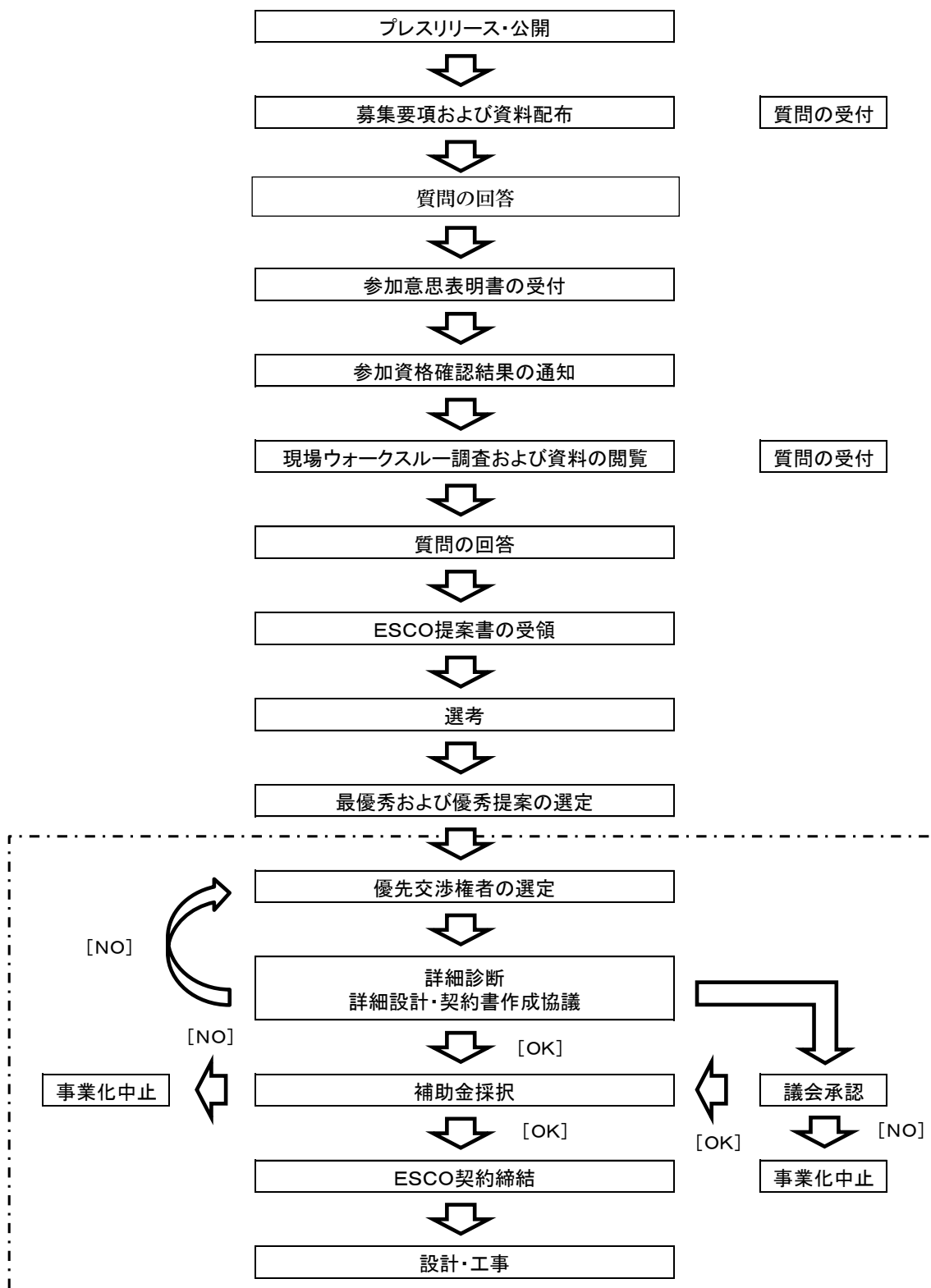
- (1) 審査結果は、文書で通知するものとする。
- (2) 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (3) 次に掲げる項目を本町のホームページで公表する。
 - a) 業務名
 - b) 特定事業者名及び所在地
 - c) 参加事業者数

3. 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 期限までに書類が提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 「宇多津町ESCO事業提案募集要項」に違反すると認められる場合
- (5) 現場ウォークスルー調査に不参加の場合
- (6) 提案による工事施工・運転管理が施設の運営・業務に著しく支障がある場合
- (7) 提案の安全性・信頼性・災害時等を含む緊急時対応策が明確でない場合
- (8) 機器の設置場所、提案内容が明らかに具体性・妥当性を欠く場合
- (9) 提案の前提条件を満たさない場合
- (10) 提案募集要項 Ⅲ. 4. 応募者の制限に該当する場合

4. 提案募集審査の流れ



Ⅶ. 提示条件

応募者は、以下に提示する条件に基づき、ESCO 提案提出書類を作成するものとする。

1. 最低省エネルギー率

各施設の省エネルギー率10%以上、および二酸化炭素排出削減率10%以上

2. 事業の遂行

(1) 平成31年度 契約締結日～平成32年2月末日

平成32年度 補助金交付決定日～平成33年2月末日

上記期間に試運転調整を含む省エネルギー改修工事等および補助事業を完了させ、改修工事が完了した施設毎に、翌年度の4月1日から省エネルギーサービスを提供すること。

各年度の交付決定がなされない場合は、各年度の契約は無効とする。

※「補助事業完了」とは、補助対象設備の、補助事業者による検収が完了し、施工業者等から補助事業者への物件の引渡しとその経費の支払いが完了したことを意味する。

(2) 「Ⅱ. 事業概要 5. 業務の範囲」に示す業務を確実に行うこと。

3. 事業費用

(1) ESCOサービス料の定義

ESCOサービス料は、平成31年度および平成32年度のESCO設備に係る改修工事等サービスに関わる料金(改修工事等サービス料)と平成32年4月および平成33年度4月からの省エネルギーサービスに係る料金(省エネルギーサービス料)に区分される。

(2) ESCOサービス料の支払い条件

提案するESCOサービス料のうち、省エネルギーサービス料については、地方自治法第214条に基づき、債務負担行為を設定し、省エネルギーサービス期間に渡り毎年支払うものとする。

4. 設計・施工に関する事項

次に示す施設概要データその他、「Ⅶ. 配布・閲覧資料」に示される資料を参考に、省エネルギー手法とその省エネルギー性能、改修工事費用、光熱水費削減額、計測・検証手法を示すESCO技術提案書を作成すること。事業実施にあたっては、既に設置の施設・設備を有効活用することを原則とする。

<施設概要データ>

- ・施設名：宇多津町保健センター
- ・建築年：平成9年3月竣工
- ・所在地：宇多津町1881番地
- ・延床面積：2,638㎡

- ・建築構造:RC造5階建
- ・その他、施設概要データ(別添参照)

- ・施設名:宇多津町役場北館(コミュニティー会館)
- ・建築年:昭和56年3月竣工(平成9年に2階空調設備更新)
- ・所在地:宇多津町1881番地
- ・延床面積:1,082㎡
- ・建築構造:RC造2階建
- ・その他、施設概要データ(別添参照)

- ・施設名:ユープラザうたづ
- ・建築年:平成10年10月竣工
- ・所在地:宇多津町浜六番丁88番地
- ・延床面積:5,847㎡
- ・建築構造:SRC、RC構造2階
- ・その他、施設概要データ(別添参照)

5. ベースラインおよび削減保証額の設定

(1) ベースラインの設定

- ベースラインは、本町から提供される過去3年間のエネルギー消費量(電気、ガス)の単純平均値とするが、本町が別途示す単価を用いて算定した金額を、各社統一の改修計画の基礎となる応募時ベースラインとすること。既設設備の更新を伴う場合は、当該機器の定期点検費用相当額をベースラインに加算できることとする。
- 優先交渉権者は、詳細診断をもとにした包括的エネルギー管理計画書の作成時に、独自の推計方法によりベースラインの設定ができるものとする。その際は、外気温、稼働率、施設の使用方法、エネルギー単価の変化等(以下、「ベースライン変動要因」という。)によりベースラインが変動することから、ベースライン設定時点での設定条件、計算方法を明示し、本町と合意する必要がある。

(2) 光熱水費削減額、削減予定額ならびに削減保証額の設定

- 応募者は、技術提案の内容に従い計算方法を明示したうえで、省エネルギー改修後の光熱水費削減額を算出するものとし、これを「削減予定額」とします。なお、計算に用いるエネルギー単価は別途提示する数値とする。
- 最低限保証する「削減保証額」は「削減予定額」の80%以上とすること。
- 「削減予定額」からESCO サービス料を減じたものを「本町の利益」とし、「削減保証額」からESCO サービス料を減じたものを「本町の保証利益」とする。

6. ESCOサービス料の支払い等

(1) ESCOサービス料の内訳

ESCOサービス料は以下に示す費用の合計とする。

a) 改修工事等サービス料

- ・詳細診断に係る費用
- ・改修工事に係る設計費用
- ・改修工事および関連業務に係る費用
- ・工事監理費用
- ・計測・検証用計測機器設置費用
- ・その他

b) 省エネルギーサービス料

- ・計測・検証に係る費用
- ・運転管理に係る費用
- ・維持管理に係る費用
- ・運転管理及び維持管理の助言に係る費用
- ・その他

(その他とは、契約にかかる経費(印紙代は事業者負担とする)、租税(税種別に示したものの)、本ESCO事業に伴う経費(必要な調査費用・事業者の利益等))

(2) 改修工事等サービス料の支払い

改修工事等サービス料については、改修工事の完了した施設について、契約書に記載している内訳書に基づき、年度ごとに支払うものとする。また、本町と優先交渉権者との協議により、宇多津町工事請負契約約款に基づく前金払および中間前金払も可能である。)。

(3) 省エネルギーサービス料の支払い

- 省エネルギーサービスは平成32年度から契約期間の各年度にわたる均等払いとし、支払い回数と時期については、本町と優先交渉権者との協議によるものとする。(ただし、3年以上、5年以内とする)
- 事業者は、以下に示す条件に基づき適正にESCOサービス料を算定して、指定された期日までに本町に請求書を送付するものとする。
- 本町は、当該各年度において、事業者が保証するエネルギー等の削減効果があることを確認したうえで、所定期日までにESCOサービス料を支払う。
- 「実現した光熱水費削減額」が「削減予定額」を上回る場合には、「実現した光熱水費削減額」から「削減予定額」を減じた額を累積加算し、事業者の「累積仮想貯金」とする。
- 「実現した光熱水費削減額」が「削減保証額」を下回る場合、当該年度分のESCOサービス料は、「削減保証額－実現した光熱水費削減額」(以下、「不足金額」という。)をESCOサービス料から減じた額とする。ただし、このとき「累積仮想貯金」がある場合、「累積仮想貯金」から「不足金額」が0になるまで「不足金額」に補填することとする。
- 累積仮想貯金から不足金額に補填されたにも係らず「ESCOサービス料－累積仮想貯

金を補填した後の不足金額」が0または負の場合は、当該年度のESCOサービス料は0円となることとする。また、上記の場合、事業者は「当該年度に要した光熱水費＋本町の保証利益」からベースラインを減じた額を本町に追加で支払うものとする。

- g) ESCOサービス終了時に「累積仮想貯金」が残っていても現実の給付は行わない。
- h) 事業者の申し出を受け、ベースラインの見直しに係る要件に該当することを本町が妥当と判断した場合は、上記の限りではない。
- i) 支払いは、本町の通常の方法によるものとする。
- j) ESCOサービス料および支払いの保証と調整方法等の詳細については、優先交渉権者と協議のうえ、「ESCO契約書」で定めるものとする。
- k) ESCO提案書提出時は、消費税は8%で算出することとし、その後変更がある場合は、別途本町と事業者の間で協議する。

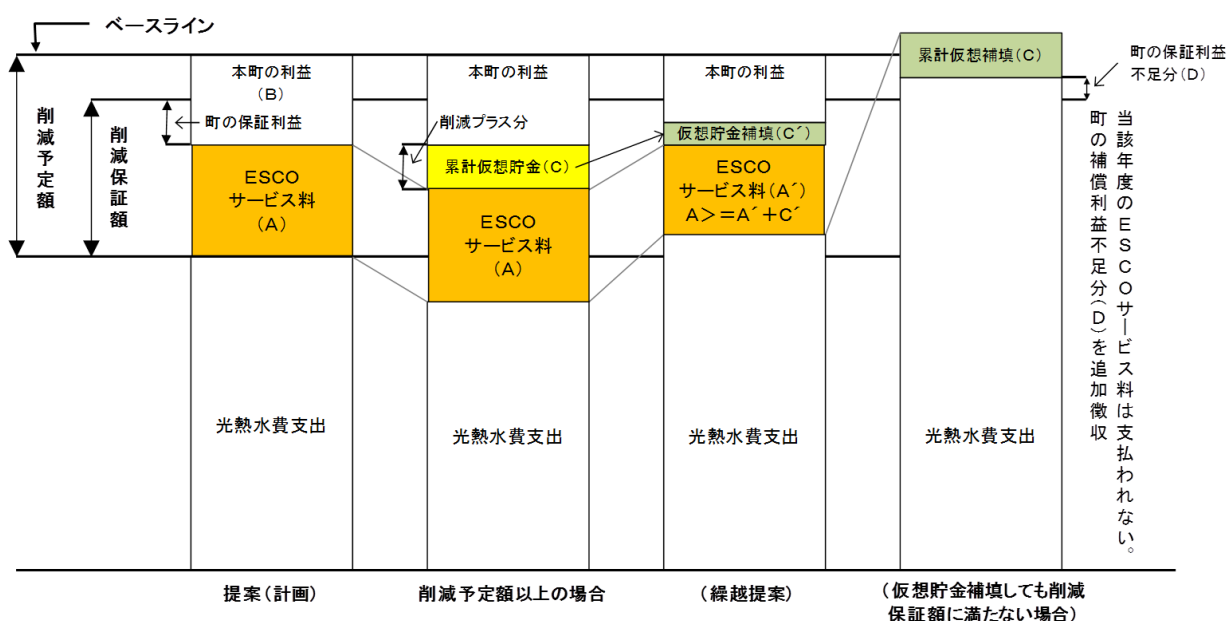


図: ESCOサービス料の支払方法

(4) ESCOサービス料の総支払額

ESCOサービス料の総支払額は、改修工事等サービス費用と省エネルギーサービス費用の合計額とする。なお、提案から契約までの期間中に、物価等について著しい変動が発生した場合には、本町と事業者が協議のうえ、額を見直すことができるものとする。

(5) 光熱水費削減保証とベースラインの調整方法

- a) 当該年度の光熱水費のベースラインが、包括的エネルギー管理計画書に定めるベースライン変動要因にあてはまる場合は、事業者の申し出を受け、当該申し出を本町が妥当と判断した場合に、ベースラインの調整を行い、改めて本町と事業者の協議のもと、削減保証額を見直すことができる。
- b) ベースライン変動要因に基づいた見直しにより修正された削減額の算定については、

事業者が合理的な根拠を示して資料の作成を行うこととする。なお、ベースラインの調整は、別途計算方法等を示し、本町との協議により承諾を受けなければならない。

(6)ESCOサービス料に係る債権の取り扱い

ESCOサービス料に係る債権は、譲渡または担保にすることができない。ただし、あらかじめ本町の承認を受けたときはこの限りではない。

7. 運転および維持管理に関する事項

(1)運転管理方針の提示について

事業者は、ESCO設備および本町の既存設備の最適な「運転管理方針(案)」を提案し、本町との協議で承諾された「運転管理方針」を作成するものとする。本町は、善良なる管理者の注意義務をもって、その運転管理方針に則り、本町の現管理要員が運転管理を行うものとする。

なお、事業者は、既存設備に関する運転状況を本町の了解の下に必要なに応じて調査し、本町の運転管理が運転管理方針と著しく乖離している場合には、本町に対して適切な運転管理の提言を行うことができる。また、事業者は、より効果的な運転管理について、必要な助言を適宜行うことができる。

(2)ESCO設備の維持管理について

事業者は、本町にESCO設備の維持管理計画書を提出し、本町の承諾した維持管理計画に基づいて、ESCO設備の必要な維持管理を行うものとする。事業者は、ESCO設備の維持管理状況については、毎年、本町に報告しなければならない。本町は、維持管理が計画どおりでなく、もしくは不十分である時は、事業者に対して必要な措置を命ずる場合がある。

8. 計測・検証に関する事項

(1) 事業者は、提案により示した光熱水費削減額および削減保証基準額が確実に守られていることを証明するための適切な計測・検証手法を本町に提示し、ESCO契約期間中において、ESCO設備の計測・検証を行うものとする。

(2) 事業者は、計測・検証結果を毎年本町に報告をし、本町はそれを確認する。ただし、3カ年連続で実現する光熱水費削減額が削減保証額以上であることが確認できた場合は、後年度も同様の効果があるものと推定し、以降の計測・検証業務の必要はないものとする。この場合、省エネルギー効果確認方法を事業者は、本町にあらかじめ提示して承認を受けなければならない。

9. 包括的エネルギー管理計画書の作成

優先交渉権者は、詳細診断終了後、前記の「Ⅶ. 1. 」から「Ⅶ. 8. 」に示す内容を併せた包括的エネルギー管理計画書(最終提案書)を作成するものとする。ESCO提案書と包括的エネルギー管理計画書の内容が大きく乖離する場合は、次選交渉権者との契約交渉を開始

することがある。

10. その他

この要項に定めることその他、ESCO提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

VIII. 事業の実施に関する事項

1. 誠実な業務遂行義務

- (1) 事業者は、包括的エネルギー管理計画書、募集要項、配付資料および契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行しなければならない。
- (2) 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本町とESCO事業者の両方で誠意をもって協議することとする。

2. ESCO契約期間中の事業者と本町の関わり

ESCO事業は、事業者の責により遂行され、本町はESCO契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

3. 本町と事業者との責任分担

(1) 基本的考え方

ESCO提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担しなければならない。ただし、異常気象や運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、事業者が合理的な根拠を示した申し出を行うことにより、別途協議を行うことができる。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本町と事業者の責任分担は、原則として別添2の「宇多津町ESCO事業予想されるリスクと責任分担」(以下「分担表」という。)によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえでESCO提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

(3) 事業の継続が困難となった場合における措置

契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、ESCO契約書において定めるものとする。

Ⅷ. 契約に関する事項

1. 契約の手順

本町と優先交渉権者は、環境省が行う地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業補助金に採択されかつ、議会において本事業が承認された場合、ESCO契約締結のための手続きを行う。

加えて、各年度の交付決定がなされない場合も、各年度の契約は無効とする。

2. ESCO契約の概要

(1) 締結時期

平成31年8月(予定) ※交付決定後に議会承認を受けたのち契約する

(2) 契約の概要

募集要項、包括的エネルギー管理計画書に基づき、随意契約が成立した場合に締結するものであり、事業者が遂行すべき設計、省エネルギー改修工事および維持管理に関する業務内容や省エネルギー保証量、支払方法などを定めるものとする。

事業が複数年にわたることから、年度ごとに事業内容及び金額が明確に分けられる形態(成果物の引渡し)となっているものとする。

また、本町と事業者の役割と責任および遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法および時期等について明記するものとする。

Ⅸ. 参加意思表明時提出書類・作成要領

1. 参加意思表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを2部(正本1部、副本1部)提出すること。

- (1) 参加意思表明書(様式第2号、グループで参加の場合は代表企業名で作成)
- (2) グループ構成表(様式第3号、グループで参加の場合のみ)
応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担(事業役割、設計役割、建設割
その他役割(分担名を記載のこと))を明確にしてください。
- (3) 履行保証書(様式第4号、必要に応じて提出)
事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社(親会社等)がある
場合、履行保証書の提出により、その関係会社による履行保証を明らかにすることが
できる。
- (4) 印鑑証明書(受付日前3ヶ月以内に発行されたもので正本とする)
- (5) 商業登記簿謄本(受付日前3ヶ月以内に発行されたもので現に効力を有する部分の
謄本(正本)とする)
- (6) 納税証明書(最新決算年度のもので正本とする)
最新決算年度の確定申告分の法人税、消費税、法人事業税、法人県民税、法人市
町村民税等の国税および地方税に関する納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事

業所が複数箇所ある場合には、本店所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

- (7) 財務諸表(最新決算年度のもの、写し可)
- (8) 会社概要(A4判1部、様式第5号の1～第5号の3)
- (9) 特定建設業の許可証明書(写し可)
- (10) ESCO関連事業実績一覧表(様式第6号)
- (11) 各資格者免許証の写し
- (12) 監理技術者免許証の写し

※(1)～(8)、および(10)については構成員全て、(9)および(12)は建設役割が、(11)については設計役割および建設役割が提出すること。(4)～(6)については、正本には正本を、副本には写しを綴ること。

2. 作成要領

- (1)参加意思表明書(様式第2号)

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出してください。

- (2)グループ構成表(様式第3号)

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担(事業役割、設計役割、建設役割、その他役割(分担名を記載のこと))を明確にすること。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書または覚書等の内容を添付すること。

また、特定子会社の設立を予定する場合は、その資本金、役員(予定)、出資者、定款を明らかにする特定子会社の構成計画書を提出すること。

- (3)履行保証書(様式第4号)

事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社(親会社等)がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができる。

- (4)印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3ヵ月以内に発行されたもの。

- (5)商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本(正本)で受付日前3ヵ月以内に発行されたものを綴じたもの。

- (6)納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、消費税、法人事業税、法人県民税、法人市町村民税等の国税及び地方税に関する納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

- (7)財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分(損失処理)計算書等の財務諸表を綴じたもの。なお、写しでも可とする。

また、本事業について、関係会社(親会社等)が履行保証を行う場合は、その関係会社の

財務諸表も添付すること。

(8) 会社概要

A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革および主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを1部綴じたもの。

- a) 設立年、代表者役職および氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数(式自由)
- b) 企業状況表(様式第5号の1)
- c) 有資格技術職員内訳表(様式第5号の2)
- d) 各役割の責任者業務実績表(様式第5号の3)

その他、本ESCO事業について、関係会社(親会社等)が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付すること。なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認める。

(9) 特定建設業の許可証明書

建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」、またはこれに類する許可証明書及び建設業法上の営業所等の所在地が記載された書類を提出すること。なお、写しでも可とする。

ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示すること。

(10) ESCO関連事業実績一覧表(様式第6号)

様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を提出すること。なお、事業実績には、有償の省エネルギー診断を含めることができる。

- a) 事業件名 : 契約書上の正確な名称を記載すること
- b) 発注者 : 発注者名を記入すること
- c) 受注形態 : 単独またはグループの別を記入すること
- d) 契約金額 : 消費税相当額を含む金額の総額を記入すること(単位千円)
- e) 契約年月日 : 契約締結日を記入すること
- f) 契約期間 : 契約始期および終期を記入すること
- g) 施設概要 : 施設の主な用途、構造、規模面積、改修工事完了年月を記入すること
- h) 主な契約内容 : 対象機器、省エネルギー率、パフォーマンス契約の有無と種類、保証の有無、計測・検証の有無も明記すること

(11) 各資格者免許証の写し

有資格技術職員のうち、各代表 1 名分の資格者免許証の写しを提出すること。

(12) 監理技術者免許証の写し

建設役割会社における監理技術者免許証の写しを提出すること。

XI. ESCO提案提出書類・作成要領

1. ESCO提案時の提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを8部(正本1部、副本7部)提出すること。

- (1) 提案書提出届(様式第8号)
- (2) 提案総括表(様式第11号の1、第11号の2)
- (3) 技術提案書(様式第12号の1～第12号の5)
- (4) 事業資金計画書(様式第13号の1～第13号の3)
- (5) 維持管理等提案書(様式第14号の1～第14号の4)
- (6) 主要機器等の設置計画図(様式第15号)

2. 作成要領

(1) 一般的事項

- a) 使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとすること。なお、原則としてフォントはMS明朝体10.5ポイントで統一すること。
ただし、図表内の文字は除く。
- b) 各提案書類には、各ページの下中央に(1)、(2)に記載の符号と通し番号をふるとともに、右下に本町が送付する提案要請書に記載されている提案要請番号を記載すること。
- c) 各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示は一切付してはならない。
- d) 提案書提出届(様式第8号)により提出書類の構成を示したうえで、各提出書類にESCO提案書表紙(様式第9号)をそれぞれ付し提案資料の体裁(様式第10号)として、A4縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。
- e) エネルギーに関する換算値
エネルギーに関する計算においては、下表の換算値で行うものとする。

エネルギー種別	1次エネルギー換算値	CO ₂ 排出係数
電力	9.97(MJ/kWh)	0.514(kg-CO ₂ /kWh)
都市ガス	46.0(MJ/Nm ³)	2.29(kg-CO ₂ /Nm ³)
LPG	50.8(MJ/kg)	3.00(kg-CO ₂ /kg)

(2) 提案総括表

a) 改修提案項目一覧(様式第11号の1)

省エネルギー改修項目ごとに、一次エネルギーおよび二酸化炭素排出の削減効果、年間削減額、工事他投資額、単純回収年について記載すること。

b)ESCO契約内容提案書(様式第11号の2)

削減予定額、削減保証額、ESCOサービス料、契約期間について記載してください。

(3)技術提案書

a)省エネルギー改修項目等の説明(様式第12号の1)

詳細検討に基づき、省エネルギー手法ごとに、改修前と改修後の設備(システム)構成図、当該設備に関するエネルギー消費状況の評価内容、省エネルギー改修項目の内容およびシステム説明、エネルギー消費量等に関する技術的、数値的根拠について、単位及び式等を具体的に示すこと。計算結果のみの記載は不可とし電卓で計算過程を追えるようなものにすること。経験値や想定は不可とし、根拠資料を必ず添付すること。A4版4枚以内で記載すること。

b)環境への配慮(様式第12号の2)

NOx、SOx、ばいじん、騒音等の環境対策について、A4版2枚以内で記載すること。

c)ESCO設備と既存設備の関係(様式第12号の3)

導入する省エネルギー手法が既存設備の更新や効率化改修に寄与する内容について、A4版2枚以内で記載すること。

d)省エネルギー改修工事中の対応(様式第12号の4)

工事施工にあたり、安全管理・工程管理などにおいて特に重要と判断する事項、および品質管理、工事完了期限、設備引渡しに関する内容について、A4版2枚以内で記載すること。

e)契約終了後の対応(様式第12号の5)

ESCO契約期間終了後の対応、ESCO設備の扱いについて、A4版2枚以内で記載すること。

(4)事業資金計画書

a)事業収支計画書(様式第13号の1)

ESCOサービス期間および事業性評価対象期間における本町の事業全体に関する収支計画を作成すること。用紙はA3版横書きとする。

b)事業者収支計画書(様式第13号の2)

ESCO設備における改修工事等サービスに係る費用を記入のうえ、内訳を添付すること。

c)補助金関係提案書(様式第13号の3)

想定している補助金額、補助金の交付要件、提案内容での補助金獲得の可能性等に関する考察についてA4版2枚以内で記載すること。なお、補助金を獲得する観点から、経済性に配慮し、適切な工事価格を設定するための方法について記載すること。

(5)維持管理等提案書

a)維持管理計画書(様式第14号の1)

①維持管理計画

ESCO設備の維持管理業務に関する計画内容を記載すること。また、コスト削減およ

びサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば、併せてA4版2枚以内で記載すること。

②維持管理見積書

毎年要する費用と、その算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

b)計測・検証計画書(様式第14号の2)

①省エネルギー効果の測定・検証方法

エネルギー削減保証量が確実に達成されていることを証明するための、適切な計測・検証方法を示すこと。

②計測機器設置見積書

計測・検証に必要な機器類の設置費用と、その算定根拠を示してください。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

③計測・検証見積書

毎年要する費用と、その算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

④その他特記事項

コスト削減およびサービス水準の向上等の視点で工夫している点があればA4版で記載すること。(枚数の制限はない)

c)運転管理方針計画書(様式第14号の3)

①運転管理方針

ESCO設備および本町の既存設備に関する適切な運転管理の考え方、事業者と本町の役割について記載すること。また、コスト削減およびサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば、併せてA4版3枚以内で記載すること。

②運転管理費見積書

毎年要する費用と、その算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

d)緊急時対応提案書(様式第14号の4)

提案の安全性、信頼性、災害を含む緊急時対応方法の考え方について、A4版2枚以内で記載すること。

(6)主要機器等の設置計画図(様式第15号)

提案するESCO設備等の設置箇所図を示すこと。書式の仕様は自由とする。

(7)その他提案

書式の仕様は自由とする。

XII. 閲覧資料

1. 閲覧資料の内容

閲覧資料は次のとおりとする。(該当のみ)

なお、現場ウォークスルー調査時に、施設ごとの更新対象外施設(舞台照明等)の範囲と内装等に関する追加工事の内容についても説明するものとする。

- (1) 機器リスト(電気、衛生、空調)
- (2) 系統図(電気、衛生、空調)
- (3) 単線結線図
- (4) 機械室配置図(熱源機械室、空調機械室)
- (5) 建物外観図(平面図、立面図)
- (6) 各階平面図(ダクト図、照明機器配置図)

2. 閲覧要領

上記の資料は、下記の要領で閲覧を行なう。

(1) 閲覧場所

宇多津町総務課での閲覧とする。

(2) 閲覧期間

平成30年12月5日(水)～

受付時間は、午前8時30分から12時および午後1時から午後5時まで

(閲覧の際は、本町担当者の指示に従うこと)

Ⅷ. その他事項

1. 特記事項

(1) 改修工事に関する事

- ・「平成 29 年度宇多津町カーボン・マネジメント強化事業(第1号事業)報告書」の調査結果を参考にして、対象施設の照明設備、空調設備を高効率設備に更新するとともに、エネルギーの見える化機能や照明・空調などの自動制御機能を有するエネルギーマネジメントシステムを導入すること。
- ・改修に伴い不要となった既存設備等の撤去費も工事費に含むものとする。
- ・照明設備は原則として全更新すること。(LED 交換済を除く)
- ・照明設備は誘導灯及び非常灯も全更新すること。
- ・空調設備は、上記報告書を参考に高効率設備に更新するとともに、耐用年数を超過した個別空調(パッケージエアコン、ルームエアコン)は全更新すること。
- ・保健センターの空調熱源を電気式に更新する場合には、空調以外のガス機器の使用に影響を及ぼさないようにLPG配管を適切に処理すること。
- ・北館1階の空調はパッケージエアコンに更新し、不要となったFCUは撤去すること。
- ・空調更新時における冷媒配管は原則として既存配管を流用するものとするが、冷媒漏れが懸念される分岐管部分は全数更新すること。
- ・ユープラザうたづの空調2次系統(電動弁、調節計、検出器等)は全数更新すること。
- ・北館1階の内装工事を行うこと。(内容は現地ウォークスルー調査で説明する)
- ・屋上に設置する機器を更新する場合は耐荷重について考慮すること。

(2) 地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業補助金の活用に関する事

- ・地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業補助金(申請予定)の募集要綱等を十分理解のうえ、本提案書を作成すること。
- ・事業費は補助対象設備・対象外設備に区分して経費を算出するとともに、補助対象経費については算出根拠を示すこと。(補助金の獲得想定額に疑問があると判断された場合には減点することがある)
- ・環境省に報告できるよう最低でも3年間は設備更新による省エネルギー検証を行うこと。検証に用いるエネルギーマネジメントシステム等については、イニシャルコストなど必要な経費も事業費に含めること。
- ・環境省公表資料「L2-Tech リスト」で認証されている機器に相当する機器をできるだけ多く選定すること。
- ・導入した省エネシステムを広く周知し水平展開を図るため、町と協働して他の自治体や民間企業へのアプローチを行うこと。